

那珂市空家等管理活用支援法人の指定等に関する基準

令和8年6月30日策定

1 趣旨

本基準は、那珂市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項第9号の規定に基づき、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定を行う際の基準等を定めるものである。

2 指定する業務

次のいずれかに該当するものとする。

- （1）空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第24条第1号に該当する業務
- （2）法第24条第5号に該当する業務
- （3）法第24条第6号に該当する業務

3 基準

次に掲げる基準を全て満たすものとする。

- （1）法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けたことがある又は本市の空家等対策に取り組んだ実績若しくはこれに類するものとして市長が認める活動実績を有していること。
- （2）支援法人の指定に伴う市からの業務委託料等は発生しないことから、自ら必要な経費等を賄い、持続的に活動を行うことができる経理的基礎を有していること。
- （3）支援法人として業務を行うに足る専門性を有している又は関係する専門家等と連携した活動ができること。

4 事前協議

指定の申請に当たっては、必ず市と事前協議をすること。

5 その他

本基準は、指定の状況等を踏まえ適宜見直すこととする。